

# 建設工事に係る見積り取扱い要領【建築工事】

## 1. 趣 旨

この要領は、県土整備部及び都市整備部が発注する建築工事及びこれに係る業務委託の積算で使用する資材等単価・歩掛の見積りの取扱いについて定めるものとする。

## 2. 資材等単価の見積り

### (1) 見積りの徴取方法

- ア 見積りは、原則として3社以上から徴取する。
- イ 見積りを依頼する場合は、現場持ち込み価格であることや、形状寸法・品質・規格・納入数量・納入時期・納入場所など、詳細な条件を付して依頼する。
- ウ 見積りは定価や公表価格でなく、実勢価格（実際の取引価格）とし、見積り依頼する際には実勢価格を記載するよう依頼書に明記する。
- エ 類似品が県単価表または物価資料（以下「物価資料等」）に掲載されている場合は、類似品の見積りも同時に徴取し、見積り価格の妥当性を検証する。その場合、類似品の見積り条件は物価資料等の条件と同一とする。  
なお、類似品とは、物価資料等に掲載されている資材等のうち、見積りを徴取する資材等に対して、材質や強度等の規格が同一で、形状寸法が最も近いものとする。

[例]

- 塩化ビニル管のVPφ350に対して、VPφ300は類似品とするが、VUφ350は類似品としない。
- グレーチング蓋の600×800用（T-25）に対して、600×600用（T-25）は類似品とするが、600×600用（T-14）は類似品としない。
- オ 見積りの提出にあたっては、見積り価格の妥当性を確認するため、価格算出の妥当性を裏付ける資料（取引契約書の写しなど）の提出を要請する。（物価資料等に類似品が掲載されていて価格の比較ができるものは除く。）  
なお、確認資料の提出は、見積り徴取者への協力要請事項であるため、未提出であってもその見積りは有効とする。この場合は、実勢価格（実際の取引価格）の見積りであることを再確認する。
- カ 徴取した見積りを比較して、他社との乖離が大きいと思われる場合は、見積りを徴取した相手方に、見積り条件の錯誤の有無などを確認し、妥当性を判断する。

### (2) 見積りによる資材等単価の決定方法

- ア 物価資料等に類似品が掲載されている場合  
原則として下記によりスライド価格を求める。スライド価格のうち

最低価格を参考に設計単価を決定する。ただし、スライド価格が見積価格を上回る場合は見積価格を採用する。

$$\text{スライド価格} = \text{見積価格} \times \frac{\text{類似品の物価資料等掲載価格}}{\text{類似品の見積価格}}$$

- イ 物価資料等に類似品が掲載されていない場合  
徴取した見積価格のうち最低価格を参考に設計単価を決定する。

### 3. 施工歩掛の見積り

#### (1) 見積りの徴取方法

- ア 見積りは、原則として3社以上から徴取する。
- イ 見積りを依頼する場合は、工種内容・施工数量・施工条件・現場条件など、詳細な条件を付して依頼する。  
依頼する見積りは、施工歩掛のみとし、単価込みで依頼しない。
- ウ 徴取した見積りを比較して、他社との乖離が大きいと思われる場合は、見積りを徴取した相手方に、見積り条件の錯誤の有無などを確認し、妥当性を判断する。

#### (2) 見積りによる施工歩掛の決定方法

- ① 徴取した施工歩掛の見積りに、県設計単価を適用し、各社の見積り価格を算出する。
- ② ①により算出した見積り価格の平均値を算出する。
- ③ ①により算出した見積り価格のうち、②で算出した平均値に最も近い価格の歩掛を採用する。なお、平均値に最も近い歩掛が2つ以上ある場合は、価格が低い方の歩掛を採用する。

### 4. 業務委託に係る歩掛の見積り

#### (1) 見積りの徴取方法

- ア 見積りは、原則として3社以上から徴取する。
- イ 見積りを依頼する場合は、委託内容・委託数量・委託条件・現場条件など、詳細な条件を付して依頼する。  
依頼する見積りは、歩掛のみとし、単価込みで依頼しない。
- ウ 徴取した見積りを比較して、他社との乖離が大きいと思われる場合は、見積りを徴取した相手方に、見積り条件の錯誤の有無などを確認し、妥当性を判断する。

#### (2) 見積りによる歩掛の決定方法

- ① 徴取した歩掛の見積りに、県設計単価を適用し、各社の見積り価格を算出する。
- ② ①により算出した見積り価格の平均値を算出する。

- ③ ①により算出した見積り価格のうち、②で算出した平均値に最も近い価格の歩掛を採用する。なお、平均値に最も近い歩掛が2つ以上ある場合は、価格が低い方の歩掛を採用する。

## 5. その他

見積り対象額が大きい場合や、発注金額に占める見積り対象額の割合が大きい場合などは、徴取する見積りの数を増やすほか、事前に依頼業者及び見積り内容について、課所長の決裁を得ること。

### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成16年10月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成22年9月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成26年2月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成27年10月1日から適用する。